市役所からのお知らせ

国民健康保険

保険料について

■保険料の決定

令和5年度の国民健康保険料の決定に伴い、国民健康保険料納入通知書を6月中旬に送付します。

▼普通徴収

納付書または口座振替にて、6月から翌年3月までの10期割りで国民健康保険料を納めていただきます。

▼特別徴収（年金天引き）

次のすべての条件に該当する場合、保険料は世帯主の対象年金から特別徴収（天引き）されます。

①世帯主が国民健康保険の被保険者
②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上
③世帯主の特別徴収対象年金額が18万円以上で、特別徴収額と介護保険料の合計額が対象年金額の2分の1を超えない

※特別徴収の対象となる方は、6月の納入通知書に記載しています。また、年金からの特別徴収は、申し出により、口座振替に変更することができます。

■減免申請

災害や失業・休業などにより保険料の支払いが困難なとき、減免要件に該当する方は保険料が減額されますので、申請してください。なお、申請は毎年必要です。

■未納が続くと…

災害やその他の特別な理由もなく、令和4年度1期分以降、各月の保険料を納期限から1年経過しても納付されない場合、被保険者証を返還していただき、「資格証明書」を交付することになります。この証明書で診察を受けることはできますが、その際の医療費は、一旦全額自己負担となり、後日、国民健康保険から一部負担金等を差し引いた金額の払い戻しを受けることになります。

さらに納付が遅れ、納期限から1年6か月を過ぎると、国民健康保険の保険給付（療養費等）が差し止めになります。納付できない特別の事情がある場合は早急にご相談ください。また、資格証明書が交付されても、滞納保険料と今後の保険料の納付義務はなくなりません。保険料は納期限内に必ず納付してください。

問合先 健幸づくり課 ☎（275）6374

国民年金

国民年金保険料の免除・猶予を受けた期間は追納できます

免除・猶予を受けた期間の国民年金保険料は、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

追納額は、免除・猶予を受けた当時の保険料に、経過した期間に応じて一定の額を加算した金額になります。（2年を経過していない期間については加算されません）

追納は、免除された期間の古い順に納めることになっています。

ただし、猶予を受けた期間がある場合は、その期間を優先して納めます。

令和5年度　国民年金保険料追納額（加算額を含む）

年　度	全額免除※	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
H25年度の月分	15,220円	11,420円	7,610円	3,810円
H26年度の月分	15,370円	11,530円	7,680円	3,840円
H27年度の月分	15,700円	11,770円	7,840円	3,930円
H28年度の月分	16,360円	12,260円	8,180円	4,080円
H29年度の月分	16,570円	12,430円	8,280円	4,140円
H30年度の月分	16,410円	12,300円	8,200円	4,100円
R1年度の月分	16,460円	12,350円	8,220円	4,110円
R2年度の月分	16,570円	12,420円	8,290円	4,140円

※法定免除、納付猶予、学生納付特例を含む。

問合先 市民課☎（275）6241または堺西年金事務所☎（243）7900

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除の特例

新型コロナウイルス感染症による影響で、収入が減少した方は本人の申告をベースに国民年金保険料の免除を受けることができます。

対象　新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に業務が失われるなどによって収入が減少し、当年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準適用相当になることが見込まれる方

適用期間　令和2年7月分～令和3年6月分、令和3年7月分～令和4年6月分、令和4年7月分～令和5年6月分

申請・問合先　通常の免除等の申請書と本人の申告による「所得の申立書（臨時特例用）」、年金手帳等、本人確認書類を持って市民課☎（275）6241、または堺西年金事務所［〒592-8333 堺市西区浜寺石津町西4-2-18☎（243）7900］

※日本年金機構のホームページから提出書類をダウンロードし、郵送で手続きを行うこともできます。

また、「所得の申立書（臨時特例用）」に記載された内容を確認する場合があるため、関係書類は2年間保管してください。

今月が納期限の税金

〈市民税〉
〈府民税〉
第1期分

6月30日までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。

各種

マイナンバーカードの時間外交付

開庁時間中に窓口に来ることができない方は、次の日程でマイナンバーカードを受け取ることができます。

日時　6月14日午後5時30分～7時30分、25日午前9時～正午、

場所　市役所本館（1階）

問合先　市民課☎（275）6212

事業者の皆さん 廃棄物の処理にご協力を

事業者は、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。特に、感染症廃棄物（医療系廃棄物）は、廃棄物処理法により特別管理廃棄物と定められていますので、専門業者へ処分を委託するなどの自己処理をお願いします。

問合先　環境政策課☎（275）6266

教科書展示会の開催

今年採択を行う小学校教科書、令和6年度に使用する中学校教科書の見本をどなたでもご覧いただくことができます。

日時　7月14日午前10時～午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）

場所・問合先　教育研究センター☎（262）7005

みんなでかぶろうヘルメット
～自転車ヘルメット購入費補助金の改正～

改正ポイント

ポイント①　市内在住の小学校就学前のこどもとその保護者、小学生、中学生は講習会の受講の有無に関わらず、補助が受けられるように！

ポイント②　交付申請の締め切り期限は、講習会受講日または対象商品を購入した日のいずれか早い日から1年以内に！詳細は市HPをご確認ください▶▶▶

問合先　土木管理課☎（275）6478

6月の自転車安全運転講習会

日時	場所
13日14時から	瑞松苑
29日10時10分から	菊寿苑

申込　当日直接会場へ

今後の日程については、随時市HPでお知らせします。

上下水道料金の適格請求書（インボイス）について

10月よりインボイス制度が開始されます。上下水道料金の適格請求書（インボイス）の発行については、希望される事業者様に対して行う予定ですので、必要とされる場合には、お問い合わせください。

問合先　上下水道課　☎（275）6427

障がい者等用駐車区画利用証制度

府では障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々に対して、公共施設や商業施設などで車いす使用者用の駐車区画等を利用する場合に必要となる利用証を交付しています。制度を利用される場合は、お問い合わせください。

問合先　府障がい福祉企画課　☎06（6944）2362

「大阪府　障がい者等用駐車区画利用証制度」　こちらから▼

引き続きご協力をお願いします！

ごみの減量・再資源化

問合先　環境政策課 ☎(275)6266

令和4年度の「普通（可燃）ごみ」の収集量は、約7,387トン（前年度比約-359トン）となりました。

また、令和4年度の「プラスチック製容器包装」の収集量は、約343トン（前年度比-30トン）収集することができました。引き続き、ごみの減量・再資源化にご理解・ご協力をお願いします。

家庭系普通（可燃）ごみ量の推移

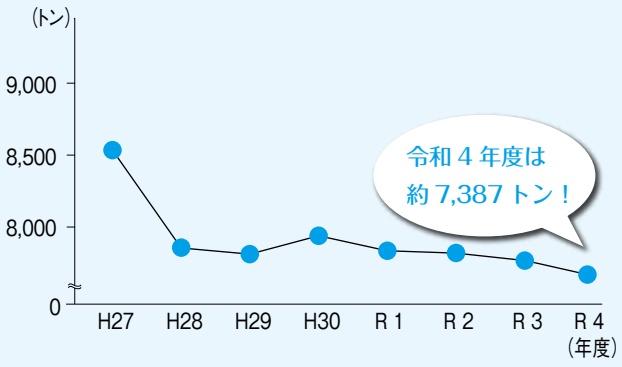

■紙ごみの集団回収にご協力を！

普通（可燃）ごみの約4割は紙類が占めています。紙類を自治会や子ども会等の集団回収へ積極的に出すことが、ごみの減量・再資源化につながります。

※集団回収を定期的に実施する自治会等の各種団体に対して、奨励金を交付する制度があります。

■水切りをして、生ごみを減量！

生ごみの80％は水分です。三角コーナー等で水を切るだけで約10％の減量が実現できます。濡れたごみを燃やすには、余分なエネルギーと費用が必要となり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素も通常以上に排出されます。なお、生ごみ処理機の購入に対する補助制度も実施しています。

■「プラスチック製容器包装」の分類について

【プラスチック製容器包装として**分別するごみ**】

カップ麺・弁当などの容器、食品トレー、卵パック、シャンプー・洗剤のボトル、レジ袋、ペットボトルのふた・ラベル、緩衝材　など

▲プラマーク
コレが目印！

※重ねてまとめたり、つぶすことでかさばらなくなります。

【プラスチック製容器包装**ではないごみ**】

ハンガー、文房具、洗面器、おもちゃ、クリーニングの袋、カミソリ、注射針、ライター　など

上記を参考に正確な分別をお願いします。

※医療用の針が付いたものなど危険な異物は絶対に入れないでください。

みんないっしょに生きる社会を

まっぽっくり

インターネットの誹謗中傷

SNSは誰もが気軽に自分の意見や思いを投稿できます。しかし、個人の悪口を書き込んだり、広めたり、メッセージを送りつけたりするなど、インターネット上の誹謗中傷が深刻な社会問題となっています。たとえ顔は見えなくても、SNSの向こう側にも同じ人間がいることを想像し、ルールやモラルを意識した、正しい利用を心がけましょう。

【誹謗中傷するとどうなるの?】

SNS上で根拠のない悪口を投稿すると、名誉毀損罪や侮辱罪などに問われたり、高額の慰謝料を請求されたりします。侮辱罪については、悪質な侮辱に厳正に対処するため法定刑の引き上げが行われました。また、自らそのような投稿をしなくても、再投稿などで拡散した場合も同じです。匿名だからといって何を言ってもいいわけではありません。技術的に投稿の発信者は特定できると肝に銘じておきましょう。

【誹謗中傷を投稿、拡散しないためには?】

①誹謗中傷と批判意見は違う

相手の人格を否定または攻撃する言い回しは、批判ではなく誹謗中傷です。

②匿名でも特定されます

たとえ匿名の投稿であっても、技術的に投稿の発信者を特定することができるため、民事上・刑事上の責任を問われる可能性があります。

③カッとなったとしても時間を置いて

投稿が炎上したり訴えられたりした後に、「あんな投稿しなければよかった」と悔やんでも時間は戻せません。勢いですぐに送信せず、一度時間を置いて投稿を見直すような習慣をつけましょう。

【もし自分が誹謗中傷を受けたときは?】

①ミュートやブロックなどで、相手を「見えなくする」

②SNS事業者に誹謗中傷の投稿削除を依頼する

③信頼する人や公的な相談窓口に相談する

インターネット上の誹謗中傷を巡り、法務省が「違法性がある」と判断して国内外のプロバイダー(接続業者)などに行った削除要請のうち、3割が応じられていなかったことがわかりました。2019年1月から2021年10月までの間に削除要請された1173件のうち、818件(69.7%)は全部または一部の削除に応じましたが、355件(30.3%)は全く削除されませんでした。類型別では、元交際相手らの裸の画像を勝手に公開する「リベンジポルノ」を含む性的画像は80.8%が、プライバシー侵害は72.3%が削除されましたが、被差別部落に関する情報の削除は54.8%にとどまりました。

インターネットネイティブと言われる現代のこどもたちは、親の世代よりもインターネットやスマートフォンの操作に慣れ、使いこなしています。総務省では「インターネットトラブル事例集」を公表しています。ご家庭でも参考にして使い方を話し合ってみませんか。

人権推進課☎(275)6279

令和4年度の余った無料普通ごみ処理券を

日用品と交換します!

令和4年度の無料普通ごみ処理券(青色)を使い切らずに残されている場合、15枚(1シート)をトイレットペーパー2ロールに、30枚(2シート)を30リットルのごみ袋1セット(10枚)に交換します。なお、15枚(1シート)に満たない場合でも、8枚以上あればトイレットペーパー1ロールと交換します。

交換期間

6月23日(金)~29日(木)

9:30~16:30

会場:市役所別館(1階)

持ち物:持ち帰り用の袋
※必ずお持ちください

問合先　環境政策課☎(275)6266

高齢者防火訪問を実施します

高齢者が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の促進、こんろ・たばこ・電気火災に関する住宅防火対策について指導しています。

期間　令和６年３月31日まで
対象　75歳以上の高齢者のみの世帯
問合先　堺市消防局予防査察課　☎（238）６００５

7月1日～7日は全国安全週間

全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。厚生労働省では、６月を準備期間とし、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催などの取組を実施します。

問合先　泉大津労働基準監督署　☎０７２５（２７）１２１１

低所得の子育て世帯へ 生活支援特別給付金を支給します

■子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

一部申請必要

対象者　ひとり親世帯で下記のいずれかに該当する方
①令和５年３月分の児童扶養手当が支給されている方
②公的年金を受給しており、令和５年３月分の児童扶養手当が全額停止されている方
③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

給付額　児童１人当たり５万円
申請　①の方は５月31日に支給済みのため申請不要
②③の方は申請書に必要書類を添えてこども家庭課へ
※②③ともに給付条件あり。
問合先「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター☎0120(400)903
またはこども家庭課☎(275)6349

詳細は市HPをご確認ください

■子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

一部申請必要

対象者　ひとり親世帯以外で下記のいずれかに該当する方
①令和４年度の本給付金支給対象者
②上記①以外で、平成17年４月２日（障がい児の場合は、平成15年４月２日）～令和６年２月29日までの間に出生した児童を養育する方で、令和５年度住民税均等割が非課税または食費等の物価高騰を受けて、家計が急変し、直近の収入減少により住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる方

給付額　児童１人あたり５万円
申請　①の方は５月31日に支給済みのため申請不要
②の方は市HPに掲載の申請書類を添えてこども家庭課へ
問合先「子育て世帯生活支援特別給付金」コールセンター☎0120(400)903
またはこども家庭課☎(275)6349

詳細は市HPをご確認ください

防災行政無線テレホンサービスの電話番号が変わります

防災行政無線で放送した内容を電話で確認ができる「高石防災行政無線テレホンサービス」の電話番号が☎050（5536）6954に変更となります。なお、従来と同様に、通話料は利用者負担となります。

日時　7月1日（土）から

問合先　危機管理課　☎（275）6245

「防災行政無線テレホンサービスの詳細」
こちらから▼

光化学スモッグが発生した時のお知らせ方法が変わります

光化学スモッグは、自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線に反応することにより生成されるものです。人体への影響としては、目やのどへの刺激を中心とする被害が報告されています。

市内の光化学スモッグの発生回数が減少したことに伴い、光化学スモッグ発生時の周知方法を、他市同様に防災無線から大阪府の行うメール配信サービスへ移行します。注意報発令時など、必要な情報を素早く受け取ることができますので、この機会に「大阪府防災情報メール」にご登録をお願いします。

問合先　環境政策課　☎（275）6254

「大阪府防災情報メールの登録」
こちらから▼

虫にご注意ください！

感染症を媒介する次の虫にご注意の上、対策を行いましょう。

▼ゴキブリ対策
- 食べ残しを片付け、生ごみの処理をきちんとする
- 水回りは一日の最後にきれいに拭き取る

問合先　環境政策課☎(275)6266

▼ダニ対策
- 草むらなどに入るときは肌の露出を避ける
- ナイロン製などの表面が滑らかな衣服を着用し、防虫剤などを活用する
- 家に入る前に上着を脱ぎ、ダニを家に持ち込まない
- 草むらなどに入った後は、帰宅後すぐに入浴し、洗い流す

刺された場合
- 皮膚科や内科など医療機関を受診する
- 自分で排除しようとしない

問合先　地域包括ケア推進課　☎（267）1160

▼蚊

幼虫対策
- 雨水がたまる植木鉢の受け皿、バケツ、空き缶やペットボトルなどを放置しない

成虫対策
- 草刈り等で生息場所を減らす
- 防虫網などで家屋内への侵入を防ぐ
- 草むらなどに入るときは、肌が露出しないような服を着用する
- 虫よけスプレーや蚊取り線香を併用する

問合先　地域包括ケア推進課　☎（267）1160

熱中症予防シェルターの開設

開設期間

6月12日～9月29日

※開設時間は施設によって異なります。施設が閉館しているときはご利用できません。

夏の熱中症対策として、市民の一時休憩所“熱中症予防シェルター”を右記の13か所で開設しています。冷房や飲料水などを備えていますので、暑さからの一時的な避難にご利用ください。

問合先　危機管理課 ☎(275)6245

開設場所の一覧	
市役所別館 ☎(275)6247	中央公民館 ☎(265)6422
とろしプラザ ☎(260)0550	慶翠苑 ☎(265)3188
ふれあいゾーン ☎(261)3831	瑞松苑コミュニティセンター ☎(263)3317
羽衣公民館 ☎(265)3227	菊寿苑 ☎(271)0112
東羽衣公民館 ☎(262)8545	図書館本館・別館 ☎(263)3100
千代田公民館 ☎(264)0886	アプラホール ☎(267)0018
清高公民館 ☎(263)5885	

令和4年度 消費生活相談概要

「お得」の落とし穴！ ～警戒心をもとう～

令和4年度の消費生活相談件数は501件でした。内訳は、苦情が444件、問い合わせが57件です。

国民生活センターによると、全国の18歳・19歳の消費者トラブルの第一位は脱毛エステです。「無料体験に行ったら高額な契約を勧められた」「契約したサロンが倒産した」などの相談が寄せられています。長期間の契約は店の倒産などのリスクがあるため、慎重に検討しましょう。

また、トラブルが多い副業や投資などの儲け話のきっかけは、SNSの広告や知人からの勧誘等です。昨年の成年年齢引き下げにより、未成年者取消権が使えなくなった18歳・19歳が狙われているため、注意が必要です。

さらに、広告等をきっかけとしたトラブルも増えています。なかでも、定期購入に関するトラブルが後を絶ちません。今年度の全相談の約1割を占めることから、今月号では通信販売のトラブル事例と定期購入について詳しく説明します。

困ったときは、消費生活センターへ
☎(267)5501

場　所 市役所本館2階
時　間 9：00～16：45
休館日 土・日曜日、祝日

※来庁をご希望される場合は事前にお電話ください
※休館日は「消費者ホットライン」☎188へお問い合わせください

令和4年度商品別相談件数

順位	商品・サービス	件数	内容等特徴
1	商品一般	65	詐欺メール・迷惑メール・不審な荷物が届いたなど
2	保健衛生品	48	化粧品やシャンプーの定期購入トラブルなど
3	教養娯楽品	40	新聞の解約、ネット通販の詐欺サイト、電子タバコの定期購入など
4	金融・保険サービス	36	多重債務、怪しい儲け話、生命・損害保険の問い合わせなど
4	教養・娯楽サービス	36	習い事の解約、アダルト動画・有料サイト、未成年のゲーム課金など
6	被服品	31	ネット通販の詐欺サイトや返品トラブル、店舗購入の返品など
7	食料品	29	健康食品の定期購入トラブル、海産物の電話勧誘など
7	運輸・通信サービス	29	ネット回線、スマホ契約のトラブル、プロバイダなど
9	住居品	26	ネット通販の詐欺サイトや返品トラブル、不良品トラブルなど
10	各種サービス	25	過払い金請求CM・無料耐震診断の信用性、パソコンの偽警告など

通信販売のトラブル事例

事例① 公式ストアの半額セールで見つけた電化製品をクレジットカード払いで注文した。購入履歴を確認しようとしたがサイトにアクセスできず、偽サイトだと気付いた。

事例② ネット広告を見て洋服を代引き注文したら、粗悪品が届いた。通販サイトに電話番号の記載はなく、記載されているメールアドレスに問い合わせても宛先不明で戻ってくる。

事例③ テレビショッピングで注文した健康食品の効果がない。販売店に未開封品は返品するので返金してほしいと伝えたら、「返品不可。テレビでも表示している」と言われた。

アドバイス

ネットショッピングで偽サイトの疑いがある場合、支払方法により対処法が異なります。

●クレジットカード払い
・すぐにクレジットカード会社に連絡
・利用明細を定期的に確認

●銀行口座等への前払い
・すぐに振込先金融機関に連絡
・最寄りの警察に被害を届け出る

●代引き
・代金を支払わず、受け取り拒否
・代金支払い後の場合、販売業者や送り状の「依頼人（発送代行業者などの場合もあります）」に連絡

テレビショッピングでは電話注文時に別の商品のサンプルなどを勧められるケースがあります。承諾すると、注文品は一回きりで別の商品は定期購入だったという相談もありました。

ネットショッピングやテレビショッピングなどの通信販売にクーリングオフ制度はありません。返品については事業者が定めた「返品特約」に従うことになります。一方的に受取拒否をしたり、連絡もせずに送り返しても、支払い義務は残ります。返品や解約には事業者の合意が必要であることを忘れないようにしてください。

消費生活センターでは、6月6日から先着100名様に消費者トラブル対策本「くらしの豆知識」を配布しています。

未成年者から高齢者まで全世代で定期購入トラブル急増

事例① ＳＮＳを見ていたら「ダイエットサプリお試し５００円」という広告が出てきたので注文した。翌月も同じ商品が届き、初めて定期購入契約であることを知った。８０００円の払込用紙が同封されているが、払いたくない。

事例② スマートフォンで初回限定１９８０円の美容液を注文した。定期購入契約とわかっていたが、次回商品発送日の10日前までに電話をすると解約できると記載されていたので、２回目からは解約するつもりだった。解約しようと事業者に電話をかけているが一向につながらない。

事例③ スマートフォンでいつでも解約できる脱毛クリームを注文したら、よりお得なコースが案内されたので了承した。初回が届いてすぐに解約を申し出たところ、後で案内されたコースは１年縛りになっており解約不可と言われた。

問題点

①定期購入と気づかない
- 「お試し」と書いてあるので、１回限りの契約と思う
- 規約等をきちんと確認する習慣がなく、スクロールして飛ばしてしまう

②定期購入とわかっていても・・・
- 「いつでも解約可能」と書いてあったのに、解約に細かい条件があった
- 販売業者が指定した解約可能期日までに連絡したいのに、電話がつながらない
- 解約方法がＳＮＳに限定されているが、登録や操作がわからない

無料や格安と広告しているものには落とし穴があると「批判的思考」を身につけることが大切です。

注文する際は広告や最終確認画面のスクリーンショットをしておきましょう。トラブルになった際の重要な証拠となります。

受注メール（メールアドレスを登録した場合）や納品書は残しておきましょう。

アドバイス　購入を決定する前に、最終確認画面をしっかり確認しましょう！

注文確定前のチェックポイント

□**1回限りの購入ですか？**
「○ヵ月コース」、「定期」、「自動更新」、「無期限」などの表示があれば、2回目以降も届きます。

□**支払うことになる代金は、いくらと書いてありますか？**
定期購入の場合は各回の代金、各回の請求時期、支払うこととなる代金の総額が表示されています。

□**解約の方法は？**
1回限りで簡単に、無料で解約できますか？

最終確認画面のスクリーンショット（画面保存）を残しておきましょう。

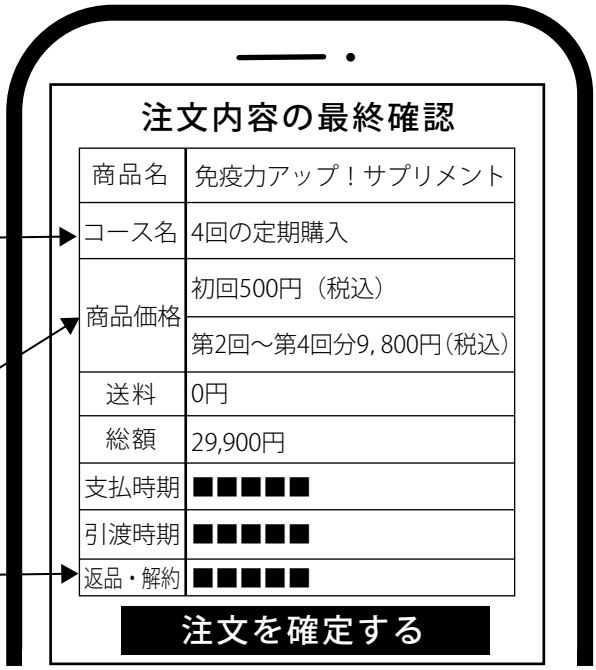

誤認させる表示により申し込みをしてしまった場合は、契約を取り消せる可能性があります。困ったときは 消費生活センター にご相談ください！

大阪府消費生活センターリーフレットより引用